

令和5年度

第12回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月7日(木)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	○	7	酒井 幸二	○	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	○	8	和泉 陣	○	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	○	10	川野元憲司	○			

農地利用最適化推進委員 11名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野邦彦委員
尾上慎一委員 田中健市委員 羽矢勝幸委員 早田彰臣委員 末廣潤一委員
板井伸博委員

事務局職員 5名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
真玉分室長 植田克己 香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第79号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第80号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第81号 農用法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第82号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第83号 農用地利用集計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第84号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第85号 非農地証明について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 埋め土・農業用施設の届出について
- (3) 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について・・・別紙

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長

皆さん、おはようございます。

それでは、令和5年度第12回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員13名という事で、全員出席でございます。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。

議 長

改めまして、おはようございます。

年度末で、何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。

能登半島地震の被災地の方も、2か月が過ぎて、断水の解消や停電世帯の減少など少しずつですが、ライフラインの復旧が進んでいるようです。

少しでも早い復興を、皆さんとお祈りしたいと思います。

さて、先月の2月26日に、大分県認定農業者組織連絡協議会主催の冬季現地研修会が宇佐市の方であり、それに参加させていただきました。

宇佐市安心院町で、11.3haの園地にブドウを栽培されている■■■■さんのハウスを見学したんですけれども、■■■■さんは、17年前からシャインマスカットの栽培を始めた第一人者で、今は、JA大分安心院ぶどう部会の会長もされております。また、令和2年には、黄綬褒章も受けられておりまして、私達、農業委員会の大先輩であります■■■■氏と同じ時であります。

■■■■さん曰く、儲かる農業を実践すれば、後継者も確保でき、新規就農者も後を絶たないということでありました。

それを証拠に、■■■■さんの農園の近くでは、大型重機による造成が3箇所、4箇所位だったのですかね、4箇所位されていて、その1区画が、約50a有るという事で、新規就農者が後を絶たないという事でありました。

77歳ぐらいですかね、もう高齢にもかかわらず、再度、指導農業士をされてたんですけど、次の方に譲って、その方も大分経ったという事で、次を探したら、先程言った新規就農者が若いんで、もう一度、自分が指導農業士をして、その方達に、技術を継承しようという事でされております。

私もまだまだ頑張らねばならないかと、■■■■さんからパワーを少し貰った研修会でした。

皆さんも機会があれば、訪ねてみたら良いと思います。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまから、令和5年度第12回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。 よって議事録署名委員に、4番：内田勝夫委員及び5番：佐々木弘幸委員 にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、 発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第79号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について の審議を行います。本議案中、先ほど議案の追加をお願いした、申請番号97 番の案件は、[]に係る案件ですので、先に申請番号97番を審 議し、その後、残りの案件の審議をしたいと思いますが、これにご異議あり ませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、申請番号97番を先に審議することに決し ました。 農業委員会等に関する法律第31条の規定より、ここで[]の退席を お願いします。
議 長	([]退席) それでは、事務局から提案します。
事務局	申請番号97番、ページで6ページ目になります。 申請番号97番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田と 畑、合計面積が7,933㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[] []さんです。申請事由は、渡人が経営廃止で、受人が経営規模の拡大で売 買するものです。 以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要 件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、 ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。

それでは、[]の入室を許可します。

([]入室)

議 長

次に、議案第 79 号について、残りの案件の審議を行います。
事務局から提案します。

事務局

議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1 ページからです。

申請番号 86 番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が 10,423 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 87 番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が 215 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で贈与するものです。

申請番号 88 番、所在が[]字[]番 外 []筆、地目は田と畑、合計面積が 11,830 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 89 番、所在が[]字[]番 外 []筆、地目は田及び畑、合計面積が 7,806 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 90 番、所在が[]字[]番、地目は田、面積が 2,301 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のため申請番号 91 番の田と交換するものです。

申請番号 91 番、所在が[]字[]番 外 []筆、地目は田、合計面積が 2,071 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のため申請番号 90 番の田と交換するものです。

申請番号 92 番、所在が[]字[]番 外 []筆、地目は田、合計面積が 8,899 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 93 番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が 2,975 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 94 番、所在が[]字[]番、地目は畑、面積が 208 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申

	請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で売買するものです。 申請番号 95 番、所在が■■字■■番■■、地目は田、面積が 245 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、経営移譲で贈与するものです。 申請番号 96 番、所在が■■字■■番外■■筆、地目は田、合計面積が 3,903 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	はい、10 番：川野元委員。
10 番： 川野元委員	87 番と 94 番なんですけど、前から経営面積が、ゼロという周知の案件が 3 回ぐらいでているんですけど、この方らは、どういう経営計画を提出しているのか、ちょっと教えて貰いたいのですが。
事務局	87 番については、現所有者は、■■の■■さんになるんですけども、■■の■■さんの方が、この畑で、もう野菜をすでに作って管理をずっとしてきておって、そのまま名義を変えた上で、継続して野菜を作られるという事で、面積も 215 m²という事で、特に農業機械を持っているという訳ではないんですけども、野菜を現に作っていらっしゃるという事であります。 94 番については、空き家バンクで隣接する家を購入して、それで付随する畑について、サツマイモとキュウリを夫婦二人で、■■さんと奥さんの■■さんで、耕して植えるという事で計画を上げておられます。
10 番： 川野元委員	将来的にどんどん拡大して行くという様な計画は、出ていないわけですね。
事務局	そうです、それは特にはないですね。 面積的にも、ごく狭い畑になりますんで、特に経営を広げるという事は、伺っておりません。
10 番： 川野元委員	はい、わかりました。
議 長	よろしいですか ほかにご意見、ご質問のある方はございませんか。

議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 80 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 80 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 7 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 28 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■■■■■■■ 番 ■ 外 ■ 筆、地目は田、合計面積が 1,910 m² の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地です。 転用目的は共同住宅用地です。 市役所 ■■■■ 庁舎の西北西約 ■■■■ km の場所に位置し、北を ■■■■、東を ■■■■、南と西を ■■■■ に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は大分市の不動産業を営む法人で、申請地と隣接する ■■■■ と ■■■■ を合わせて事業全体面積 2,535.7 m² に建築面積 236.3 m² の鉄骨 2 階建て共同住宅 1 棟と、295.38 m² の鉄骨 2 階建て共同住宅を 2 棟建築する計画です。 60 cm ほど盛土し、境界には L 型擁壁を設置して整地する計画です。そのため土砂の流出の恐れはなく、周囲の営農に問題はないものと考えられます。 排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、敷地内に側溝及び集水桝を設け道路側溝に接続する計画です。市の環境課の発行した、埋立てについての事業許可書の写しが添付されています。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用に要する費用は、工事費として ■■■■■■■■■■ 円を見込んでおり、全額、借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した融資可能証明書が添付されております。 工事期間は、許可後から令和 7 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のオの (イ) で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。 以上、ご審議をお願いします。

議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号 28 番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	さる 2 月 21 日、事務局と私、中野委員とで現地を確認に行きました。事務局の説明とおり、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：中野委員からも意見があればをお願いします。
2 番： 中野委員	事務局の説明とおり、問題ないと思います。 ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 81 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 8 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 2 番、申請地は■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は畑と田、合計面積が 1,093 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が第 2 種中高層住居専用地域の第 3 種農地です。 転用目的は運動場及び駐車場用地です。 市役所■■■庁舎の南南西約 ■■■m の場所に位置し、北と東を■■■と■■■、西を■■■と■■■と■■■に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は市内で保育所を営む社会福祉法人で、

	道路を挟んで隣にある保育園の駐車場と運動場が狭いため、申請地に駐車場と運動場を整備する計画です。 20 cmから 40 cmほど盛土して整地し、駐車場部分には砕石を敷く計画です。市の環境課の発行した、埋立てについての事業許可書の写しが添付されています。雨水排水については自然浸透式を計画しています。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、工事費として [REDACTED] 円を見込んでおり、自己資金で賄うということで、費用を超える残高の確認できる預金通帳の写しが添付されております。 工事期間は、許可後から令和 6 年 6 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号 2 番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	これにつきまして、さる 2 月 21 日、私と中野委員、事務局とで現地の確認を致しました。事務局の説明とおり、問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5 番：中野委員からも意見があればお願いいたします。
5 番： 中野委員	2 月 21 日現地確認をいたしまして、事務局、永野委員の説明とおりであります。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 82 号、農地転用事業計画変更承認申請についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 82 号、農地転用事業計画変更申請があったので意見を求めます。議案書の 9 ページです。 申請地は、 字 番 で、地目は田、面積が 641 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は準住居地域に該当します。 譲受人である の さんは、令和 4 年 5 月 6 日付けで農地法第 5 条の許可を受け、店舗用地としてテナント用の施設を建てる計画であったが、資材高騰による資金不足のため、テナントを建てることができなくなったため、隣接地で経営している販売用動物の飼育施設の駐車場がないことから、駐車場として整備したいということです。 以上、審議の程お願いします。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案 83 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 83 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 13 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 10,809 m²、畑の面積が 6,941 m²で、利用権を設定する農家数 6 件、利用権の設定等を受ける農家数 4 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 8,085 m²、使

	用貸借に係る面積 9,665 m²です。 詳細につきましては、議案書 11 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 84 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	14 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 12 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、[] に 1 件の面積が 5,249 m²の貸し付けが示されています。 2 ページで、借受者、[] に 3 件の合計面積が 2,944 m²の貸し付けが示されています。 3 ページで、借受者、[] さんに 5 件の面積が 6,886 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご異議のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 85、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 85 号、非農地証明願についてです。議案書 15 ページをご覧ください。

	申請番号 33 番、所在が 字 番 外 筆、地目が畑、合計面積 1,175 m²、申請人は、 の さんです。 申請の内容は、平成 28 年に相続により取得したが、先代が平成元年頃からクヌギを植えて、クヌギ林になっているとのことで、現地確認したところ、申請どおり山林化しており、非農地として認められると考えられます。 申請番号 34 番、所在が 字 番 、地目が畑、面積が 848 m²、申請人は、 の さんです。 申請の内容は、平成 3 年 2 月頃、農地法第 5 条の許可を受けて家屋を建てたが、地目変更登記を失念し、現在に至っているということで、現地確認したところ、家屋が 3 棟たっており、非農地として認められると考えます。 申請番号 35 番、所在が 字 番 、地目が畑、面積 59 m²、申請人は、 の さんです。 申請の内容は、令和 5 年 9 月に相続により取得したが、先代が平成 2 年に隣接宅地とともに住宅を建築して以来、宅地として利用しているとのことで、現地確認したところ、申請どおり家が建っており、非農地として認められると考えられます。 申請番号 36 番、所在が 字 番 、地目が畑、面積が 329 m²、申請人は、 の さんです。 申請の内容は、平成 4 年頃から耕作が出来なくなり、雑木が生え自然と山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり雑木林となっており、非農地として認められると考えます。 以上、審議の程お願いします。 事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 33 番につきまして、芹川豊彦推進委員から意見をお願いします。 芹川豊彦 推進委員 さる 21 日、事務局と内田委員とで現地を確認し、事務局の説明とおり、クヌギが植わっており、非農地として認められると思います。 議 長 ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、4 番：内田委員からも意見があればお願いします。 4 番： 内田委員 ただいま、芹川委員が言ったとおり、現地は、クヌギが植わっておりまして、非農地に相当すると思います。以上です。 議 長 ありがとうございます。 次に、申請番号 34 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願い
--	--

	します。 早田彰臣 推進委員 2月21日に神田農業委員と、事務局で現地を確認いたしました。 現在、家が建っており、特に問題ないと思います。よろしく審議お願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、9番：神田委員からも意見があればお願いします。
9 番： 神田委員	2月21日に事務局と早田委員とで現地確認を行いました。家が3棟建っており、非農地として何ら問題はないかと思います。ご審議方よろしく願います。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号35番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見を願います。
羽矢勝幸 推進委員	さる2月21日、神田委員と一緒に、現地を確認した結果、問題ないと思われまますよろしく願います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、9番：神田委員からも意見があればお願いします。
9 番： 神田委員	2月21日、羽矢委員と事務局とで現地確認をいたしました。 宅地の一部として利用しているという事で、何ら問題はないかと思ひます。ご審議方よろしく願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 つぎに、申請番号36番につきまして、筒井正之推進委員から意見を願ひします。
筒井正之 推進委員	2月21日に、事務局と河野委員と私で、現地を確認しました結果、申請地につきましては、現状は213号線の改良に伴い、残地として残った土地で、先程事務局から説明があつたとおり、雑木が生えて申請とおりで問題はないかと思つております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では、問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございせんか。

議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり、通知がありましたので報告します。17 ページからになります。 届出番号 23 番外、合計 7 件の合意解約の届出がありました。解約事由については中間管理事業に切替するものや借り人の変更のため合意解約するものです。以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項 2、埋め土、農業用施設の届出について、事務局から報告します。
事務局	報告事項 2、埋め土、農業用施設の届出がありましたので報告します。20 ページになります。 埋め土の届出番号 2、届出者は■■■■の■■■■さんで、■■字■■■■番■■の畑を排水対策として盛土し、耕作しやすいようにするものです。 農業用施設の届出、施設番号 4、所有者は■■■■の■■■■さんで、■■■■■■■■番■■の畑に施設面積 130 m ² の農業用倉庫を建築したいとのことです。 施設番号 5、所有者は■■の■■■■さんで、■■字■■■■番■■の田に施設面積 27 m ² の農業用倉庫を建築したいとのことです。 以上であります。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項 3、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局から報告します。

局 長	これは、私の方からご説明いたします。 皆さんのお手元に、令和6年度最適化活動目標設定等ということで、別紙様式1というものが配られていると思います。 これにつきましては、能率給の原資であります、農地利用最適化交付金の申請ガイドラインにおいてですね。目標の設定を3月中に設定、4月中にそれを公表するという事が書かれております。昨年までは、議案に載せて議決を行っていたんですけども、議決事項によらなくてもいいということで、今年からは、報告事項ということで提案させていただいております。 3月中に皆さんに示せるのは、この総会だけです。今回のこの目標設定等というかたちで、提案させて頂いたんですが、中身はですね集積の数値などはですね、3月が終わってからじゃないと集計が全部出てないんで、空白になっている部分もございますが、たまたま集積が出来て、皆さんにお示し出来るようになれば、次回の総会の時に、変更事項の報告を行いたいと思っております。 特にですね、分かっているところ、農業委員会の状況等については、今の状況で分かっているんですけども、集積であったりとか、それから遊休農地の状況というのがまだ3月いっぱい終わらないと出来ませんので、一部空白になっている部分がございます。一番皆さんにお示ししたいのが、3ページ目の農業委員、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標等が書かれております。 これは、いま一応、月10日ということで、目標日数を書いておりますけれども、国がこの最適化活動の基準として示しているのが10日ということになっており、一応活動目標は、10日という形になっております。 これにつきましては、何度も説明させていただきましたけれども、皆さん農業をされているということで、認定農業者であるということもございまして、出来る限りこれに近いかたちで、活動していただければというふうなかたちで、お願いをしております。 あと活動の強化月間であったりとか、新規参入の相談会の参加目標であったりというのは、ありますけれども、特に皆さんに知って頂きたいのは、この活動日数の目標ということで、こういうふうに設定してあるということをご認識をしていただきたいということでお示しさせていただきました。 ということで、今回目標設定ありますけれども、3月が終わったあとに4月でも、この中身の集計が出来たあとの変更点を示したと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもって、令和5年度豊後高田市農業委員会第12回総会を閉会

します。お疲れさまでした。

その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

農令和5年度委員報酬の支払いについて

3月分活動記録等の書類提出について

令和6年度総会等年間予定表について・・・別添参照

市報の掲載について

能登半島地震義援金の協力について

報酬増額の議会提案について

次回(令和6年度:第1回)総会について

午前 10 時 52 分

令和6年3月7日